

# 瀬戸内国際芸術祭 2025 警備関連業務委託仕様書

委託業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

## 第 I 章 基本事項

### 1 基本的な考え方

#### (1) 適切な人員の確保

瀬戸内国際芸術祭来場者の満足度向上および安全確保を目的に、適切で丁寧な対応を行うために会場等に十分な人員を配置すること。

#### (2) 瀬戸内国際芸術祭実行委員会（以下、「実行委員会」という。）との連携

業務の実施にあたっては、実行委員会と十分協議した上で、指示に従って対応すること。

### 2 委託期間と全体スケジュール

#### (1) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 11 月 25 日まで

#### (2) 全体スケジュール

	準備期間	春会期	夏会期	秋会期
期間	契約締結日 ～ 令和 7 年 4 月 17 日	4 月 18 日 ～ 5 月 25 日	8 月 1 日 ～ 8 月 31 日	10 月 3 日 ～ 11 月 9 日
日数		38 日間	31 日間	38 日間

・令和 7 年 4 月 17 日までに業務準備及び研修を完了しておく。

### 3 警備員等の配置（資料 1 参照）

実行委員会が設定したポスト数に基づいて人員を割り振り、警備員等が欠勤する場合には、代替要員を配置する。配置人員については混雑状況等に応じて、実行委員会と協議の上、会場間および業務間で調整を行うとともに、各会場スタッフとも十分に連携をとる。

また、高松港には警備員統括者を配置し、宇野港、東讃地区の各駐車場、中讃西讃地区の各港及び宇多津エリアの駐車場においては、緊急時に統括者に準じる者が対応できる体制を整える。

## 第Ⅱ章 業務内容

### 1 準備業務

準備期間（契約締結の日から令和7年4月17日まで）に、以下の業務について実行委員会の承認を受けるものとする。提出日については、別途、実行委員会と協議する。

#### （1）警備員等の確保

瀬戸内国際芸術祭 2025 における警備関連業務に必要な警備員等を確保する。本委託業務に従事する者について、警備員統括者は雑踏警備業務検定1級を有する者、その他の警備員は雑踏警備業務検定2級以上を有する者、又は6ヶ月以上の警備経験の者とする。ただし、実行委員会が同等の能力を有していると認めた者についても、配置可能とする。

また、実行委員会が案内業務を主とするポストであると判断した場合は、案内員として人材を確保し、配置可能とする。ただし、特に案内員については、インバウンド対応を考慮し、外国語能力のある者の配置を優先的に検討する。

#### （2）事前研修

準備期間の間に、すべての警備員等を対象に下記の訓練・研修を実施する。

- ・業務を確実、安全かつ円滑に実施するための事前教養及び訓練
- ・来場者を案内するために必要な芸術祭に関する研修
- ・事前研修のテキストとして、警備員等全員に芸術祭公式ガイドブックを購入する。

#### （3）警備員等名簿等の提出

- ・本業務に従事する警備員等の氏名及び警備実務経験等を記載した警備員等名簿及び資格証明書等を提出する。

#### （4）警備計画書の作成

実行委員会と協議の上、各業務について計画書を作成し提出する。

- ・配置場所及び警備員等配置表（資料1）で定めた配置人員内で、具体的な配置方法、警備方法等の計画を作成及び提出する。案内員の運用についても含む内容とする。

### 2 警備・案内関連業務

警備計画書に記載した警備員等を配置し、状況に応じてカラーコーンを使用するなどして、次の業務を行う。各業務における配置については、必要に応じて異なる業務間で融通できるような体制を構築する。また、実行委員会が必要と判断した業務については、臨機応変に対応する。

#### （1）港における混雑整理、係船補助

- ・乗船券購入者、フェリー等乗船者の誘導、案内及び整理（乗船券販売及び乗船整理券配布・回収業務を含む。）
- ・港周辺での違法駐車排除、バスを含む送迎車両誘導
- ・フェリー等下船者及び周辺車両の誘導、安全確保

- ・ 綱取り等の係船補助
- ・ 各船便の乗船者数の計測及び報告
- (2) 駐車場及び周辺地域の車両整理
  - ① 車両の誘導及び交通整理
    - ・ 駐車場内及び入庫、出庫時の車両誘導
    - ・ 周辺路上での入庫待ち渋滞の回避
    - ・ 満車時の周辺駐車場への誘導
  - ② 駐車場ごとの満空表示
    - ・ 駐車場の空き状況に応じた満空表示
- (3) 作品展示会場および周辺地域の警備
  - ・ 会場集落内の巡回警備
  - ・ 生活道路への来場者車両の進入制限
  - ・ 誘導看板の点検・保守・管理
  - ・ その他、来場者の安全を確保、円滑な会場巡りのための措置
- (4) 開会式等イベント開催時での歩行者等通行管理
  - ・ 危険地域への歩行者、車両の立入制限
  - ・ 歩行者、車両の案内、誘導及び交通整理
- (5) 救急患者発生時等の対応
  - ・ 救急患者の救護及び搬送支援
  - ・ 救急体制のない島における救急患者の搬送
  - ・ 救急患者発生についての最寄の案内所及び医療機関等への連絡
- (6) 避難誘導
  - ・ 火災発生、大規模災害及び突発重大事案発生時における安全かつ迅速な避難誘導
  - ・ 緊急車両通行路の確保と誘導
  - ・ その他、非常事態発生時における処置及び最寄の案内所への連絡
- (7) 不法行為等の防止
  - ・ 不審者、徘徊者及び不審物発見時の対応
  - ・ 来場者への迷惑行為、作品への毀損行為を行う者への注意
  - ・ 車道での写真撮影等、危険な行為を行う者への注意、制止
- (8) 迷子、遺失物等の対応
- (9) その他、来場者の満足度向上及び安全確保、その他芸術祭の円滑な運営に不可欠なもので、実行委員会が指定した業務の対応

### 3 報告業務

- ・ 受託者は業務実施日における業務履行状況を、毎日実行委員会に報告する。
- ・ 各船便の乗船者数を、毎日実行委員会に報告する。

#### 4 委託料の支払い

委託料の支払いは、完了払とする。受託者は、請求書に実績報告書を添えて、会期ごとに委託者に請求するものとする。委託者は、受託者からの正当な請求書を受け取った後、30日以内に委託料を支払うものとする。

#### 5 個人情報の取扱い

(1) 受託者が本委託業務を実施するために個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、本委託業務を行うにあたって、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本委託業務終了後も同様とする。

#### 6 その他

(1) 受託者は、朝礼及び終礼を毎日実施すること。全体の朝礼等が困難な場合は、実施方法について委託者と協議するものとする。

(2) 日々の業務の中で生じた問題点や課題等については、受託者で集約し、業務報告書により実行委員会に報告するとともに、実行委員会と問題の解決を協議し、各警備員等に必要な指示を行い、翌日以降の業務の改善を図ること。

(3) 高松港から配置場所までの船代、島内バス代等の交通費並びに巡回用車両の配置に要するフェリー代、ガソリン代及び駐車場代は、委託料に含むものとする。

(4) 受託者は、各配置場所の警備員等に携帯電話を所持させるとともに、警備員統括者と連絡がとれる体制を構築すること。携帯電話の契約料及び使用料は受託者側の負担とする。

(5) 業務上の工夫として、誘導看板や手持ち看板等を委託料の中で用意すること。ただし、実行委員会が用意・設置する看板もあるため、具体的な表示内容等は事前に協議する。事前準備で設置した誘導看板やカラーコーン等については、会期終了後速やかに撤去するとともに、台風等強風時には受託者の責任において適切な管理を行う。

(6) 警備員には受託者の制服を着用させる。案内員には、実行委員会が制作するスタッフ用Tシャツを着用させる。Tシャツは受託者の負担で購入し、案内員に配布すること。ただし、Tシャツの色は実行委員会が指定する場合がある。

(7) その他詳細については、本事業に係る契約時に別途協議する。

### 第Ⅲ章 物品

#### 1 調達物品について（資料2参照）

準備費用については委託料に含むものとする。

## 2 納入期限

令和7年4月17日までに実行委員会の指定する場所に設置を終え、令和7年4月18日から運用可能な状態にしておく。

## 3 保守サービス

故障、盗難、いたずら、災害等のトラブルによる修理等に要する費用は、全て受託者の負担とする。

## 第IV章 その他

- (1) 実行委員会は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (2) 業務全般において、配置場所周辺に段差がある場合のキャスター持上げ補助や意思疎通のための筆談など、障害者差別解消法で求められる「合理的配慮」を提供すること。
- (3) 天災その他不測の事件に基づく経済情勢の激変等により、事業の開催が延期または中止となった場合は、別途、変更契約を締結の上、本業務の準備に要した経費の総額を上限（ただし、契約額内で、実行委員会が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。
- (4) 受託者が本委託業務により作成した成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、実行委員会に帰属するものとする。
- (5) 本業務における成果物とは、業務報告書、警備計画書、その他本業務内で受託者が作成し、実行委員会に提供した資料の一切をいう。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。